

---

藤野地区センターほか1施設バリアフリースイレ修繕業務  
<仕様書>

---

令和6年10月

札幌市地域振興部区政課

## 1 修繕の概要

### (1) 概要

藤野地区センター及び北白石地区センターのバリアフリートイレにオストメイト等の設備を設置する。

### (2) 修繕対象施設名及び修繕場所

修繕対象施設名（住所）	建物概要	修繕場所
藤野地区センター （札幌市南区藤野2条7丁目）	RC造一部S造地上2階建 延べ面積1,524.30㎡	1階バリアフリートイレ、1階男子・女子便所、2階男子便所
北白石地区センター （札幌市白石区北郷3条7丁目）	RC一部S造地上2階建 延べ面積1,467.70㎡	1階バリアフリートイレ

### (3) 履行期間

契約締結の日から、令和7年3月14日まで

### (4) 履行条件

修繕対象施設の開館時間：年末年始を除く9:00～21:00

修繕実施可能時間：開館日の8:45～21:00

※着手後に関係者にて打合せ及び現場確認を実施し、業務計画書及び作業工程表を提出すること。また、業務の計画・実施にあたっては、開催イベントや施設利用者への影響を最小限に抑えるため、担当職員及び施設管理者と作業工程を十分打合せること。

## 2 修繕の内容

### (1) 施工前の揮発性有機化合物の室内濃度測定

（測定箇所）

室名	測定箇所
藤野地区センター	1階バリアフリートイレ
北白石地区センター	1階バリアフリートイレ

### (2) 修繕の実施

- ・修繕の範囲は、仕様書別紙図面のとおりとする。
- ・図面記載の機器及び使用部材の型番等は参考品として示したものであり、機器等の選定については、それと同等品とする。
- ・必要に応じて搬入経路や既存設備等の養生を行うこと。

### (3) 施工後の揮発性有機化合物の室内濃度測定

- ・測定箇所は(1)同様。
- ・施工後、揮発性有機化合物の室内濃度測定を行い、厚生労働省の指針値下であることを確認の上、速やかに測定結果を委託者に提出すること。な

お、詳細は仕様書別紙、「揮発性有機化合物の室内濃度測定」を参照のこと。

- ・作業時・完成後引渡し前においては、揮発性有機化合物の発散を促進するために、繰り返し換気を行うこと。
- ・修繕箇所の供用開始は、揮発性有機化合物の検査結果で安全性が確認されてからとする。

(4) 撤去部材の処理

- ・発生材（建設副産物）については、委託者が指定する場所に関係法令に従い適正に保管すること。なお、発生材（建設副産物）については委託者へ引き渡すこと。

3 提出書類

- ・受託者は、下記に示す書類を作成の上、委託者に提出すること。

提出書類等	部数	備考
着手時 ・業務計画書（施工手順、使用材料、安全管理計画含む） ・作業責任者及び作業者名簿 ・連絡体制表 ・作業工程表 ・使用材料一覧（安全データシート含む）	各1	・着手後速やかに
完了時 ・完了届 ・報告書（施工前・施工中・完了後写真、揮発性有機化合物の室内濃度測定結果）	各1	・完了後速やかに ・CD-R等にて電子データも提出すること
その他委託者が提出を指示するもの		随時

4 特記事項

本修繕の履行にあたり、下記事項を遵守すること。

- (1)法令遵守本業務の履行にあたっては、各種関係法令を確認・遵守するとともに、必要な仮設及び官公庁等への手続き等の費用は受託者にて負担すること。
- (2)作業中の安全管理、養生、整理整頓及び清掃を徹底すること。また、履行場所で勤務する職員や周辺事業者には十分配慮すること。
- (3)本修繕に使用する化学物質を発散させる建築材料等は、揮発性有機化合物物の発散が少ない材料の使用に務めるほか、別紙「揮発性有機化合物の対策」を満たすものとする。

- (4)アスベスト対策として、天井フレキシブルボードや塗装面等（レベル3相当）の孔開けなどアスベストの飛散が想定される作業を行う場合には、関係法令の規定による調査、届出等に遺漏がないよう留意するとともに、作業に当たっては、十分な防護対策を講じること。また、作業中にアスベスト（レベル1相当）の含有が疑われる箇所を新たに発見した場合、すみやかに作業を中止し、アスベストが飛散しないよう現場を保存するとともに、委託者の担当職員に報告し、今後の業務遂行について協議すること。
- (5)受託者は、修繕を行う上で必要となる資料等について、借用を書面で申し入れることができるものとする。この場合、受託者は貸与される資料等について借用書を提出しなければならない。なお、修繕が完了したときは、貸与された資料等について直ちに返還するものとする。
- (6)受託者は、本業務にあたり知り得た一切の事項について、他に漏らしてはならず、委託者が提供する資料等を第三者に提供したり、目的以外に使用したりしてはならない。
- (7)全ての成果物は委託者の所有とする。また、本業務において作成した図面、イラスト、写真等の著作権及びその他一切の権利は札幌市に帰属する。
- (8)その他、本仕様書に明示の無い場合もしくは業務の実施に関して疑義が生じた場合は、担当職員と打合せの上遺漏のないよう履行すること

## 【仕様書別記】

### 揮発性有機化合物の対策

- (1) 本工事に使用する化学物質を放散(発散)させる建築材料等は、設計図書に規定する品質及び性能を有するとともに、揮発性有機化合物の放散(発散)が少ない材料の使用に努める他、以下を満たすものとする。
- (ア) ホルムアルデヒド放散(発散)建築材料に指定されている材料は、F☆☆☆☆等の規制対象外材料とする。
  - (イ) 接着剤は、フタル酸ジ-n-ブチル及びフタル酸-2-エチルキシルを含有しない難揮発性の可塑剤を使用し、(ア)のほか、アセトアルデヒド、トルエン、キシレン、エチルベンゼンを放散させないか、放散が極めて少ないものとする。
  - (ウ) 保温材、緩衝材、断熱材は、(ア)のほか、スチレンを放散させないか、放散が極めて少ないものとする。
  - (エ) 屋内に使用する塗料は、厚生労働省に指定された13物質(以下13物質)を放散させないか、放散が極めて少ないものとする。
  - (オ) 木質建材、家具、建具類及び二次製品は、(ア)のほか、トルエン、キシレン、エチルベンゼン、スチレンを放散させないか、放散が極めて少ないものとする。
  - (カ) ワックスは、有機シリ系化合物を含有していないものを使用し、13物質を放散させないか、放散が極めて少ないものとする。
- (2) 施工時・完成後引渡し前においては、揮発性有機化合物の放散(発散)を促進するために、繰り返し換気を行わなければならない。

### 揮発性有機化合物の室内濃度測定

- (ア) 測定物質 ホルムアルデヒド、トルエン、キシレン、エチルベンゼン、スチレン、パラジクロロベンゼン
- (イ) 測定方法 (※拡散方式・吸引方式)
- (a) 居室の窓及び扉(造付け家具、押入れその他これらに類するものの扉を含む)を30分間開放し、窓及び扉を5時間以上閉鎖した後、その状態で採取を行うこと。また、連続的な運転が確保できる換気設備がある場合は稼働させ、当該換気設備に係る給排気口を開放することができる。
  - (b) 居室の中央付近の床から概ね1.2mから1.5mまでの高さにおいて採取を行うこと。(学校の教室等については、机上の高さにおいて採取を行うこと。)
  - (c) 採取時間は、吸引方式では30分以上継続して、同時に又は連続して2回以上行う。拡散方式では8時間以上とする。(拡散方式とは、測定バッチ・パッシブサンプラー)
  - (d) ホルムアルデヒドは、DNPH誘導体化固相吸着/溶媒抽出-高速液体クロマトグラフィーによること。
  - (e) その他の揮発性化合物は、固相吸着/溶媒抽出法、固相吸着/加熱脱着法又は容器採取法とガスクロマトグラフィー/質量分析法の組合せによること。
  - (ウ) 測定箇所(施工前・施工後)居室位置は委託者と協議のこと。